

令和2年度 公共施設等に関する民間提案制度

南城市が積極的に提案を受けたい事業リスト

No	事業名	事業の目的	事業化の条件等
R2-1	体育施設、公園施設の指定管理者制度導入事業	民間事業者等が有するノウハウ等により、住民サービスの質の向上を図る。	<p>【対象施設・施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添「体育施設一覧」、「公園施設一覧」を参照。 <p>【選定の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。 ・施設の効用を最大限に発揮するとともにその効率的な管理が図られること。 ・施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。 <p>【管理運営の基準及び業務の範囲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持及び管理（教育委員会が定めるものを除く）。 ・利用の許可に関すること。 ・利用料金の徴収及び減免に関すること。 ・上記の業務に付随する業務。 <p>【利用料金に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用に係る料金は、利用料金制を適用し、利用料金は指定管理者の収入とします。 ・利用料金については、南城市体育施設条例、南城市都市公園条例、南城市公園条例に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が定めます。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、市の承認を受けなければなりません。 <p>【指定して管理を行わせる期間】</p> <p>原則3年以内とする。ただし、利用者等にとって有益な提案で民間事業者が投資を回収するのに3年以上の期間が必要な場合等は、詳細協議の中で適当な期間を決定します。</p>
R2-2	大里勤労者体育センター（跡地含む）利活用事業	遊休資産の有効活用及び地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅街の生活環境に影響を与えない提案であること。 ・地域経済等の活性化に繋がる提案であること。 <p>※詳細については、施設調書を参照。</p>

令和2年度 公共施設等に関する民間提案制度

南城市が積極的に提案を受けたい事業リスト

No	事業名	事業の目的	事業化の条件等
R2-3	なんじい鉱山利活用事業	沖縄県が基盤岩のガス資源調査を目的に試掘調査を実施し、資源（水溶性天然ガス・温泉水）を確認した。その資源の利活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業権（試掘権）は、沖縄県及び個人の共同鉱業権となっているため、利活用について、両者との調整も必要となる。 ※詳細については、施設調書を参照。
R2-4	知念体育館（跡地含む）利活用事業	施設の有効活用、若しくは観光交流施設による地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市土地利用計画（リゾート環境地区）にマッチする提案であること。 ・ 市の収益へ繋がる提案であること。 ・ 市民の雇用へ繋がる提案であること。 ※詳細については、施設調書を参照。
R2-5	佐敷マリーナ跡地利活用事業	遊休地の有効活用及び地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と連携（協力）が取れる事業提案であること。また、区民（市民）の雇用等へ繋がる提案であること。 ・ 市と区の収益に（賃借料等）繋がる提案であること。 ※詳細については、施設調書を参照。
R2-6	コマカ島利活用事業	無人島の有効活用及び地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人島の特徴を最大限生かした事業提案であること。 ・ 市の収益（賃料等）に繋がる提案であること。 ・ コマカ島および周辺海域の保護と利用者の安全を保持できる提案であること。 ※詳細については、施設調書を参照。 ※事業提案の内容によっては、予め地元漁協との漁場使用契約や不定期航路事業届、海域レジャー届出等が必要となる場合がありますので、ご注意ください。